

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
の翌日)

◇ 告 示

目 次

- 身体障害者福祉法による医師の指定
- 保険医療機関等の指定
- 解除予定の保安林
- 土地改良区の役員の住所の変更
- 土地改良事業計画等の適否の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)
- 土地改良事業の認可
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 公共測量の終了
- 土地区画整理事業の終了の認可
- 都市計画事業の決定
- 都市計画の変更に係る図書の縦覧(二件)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 教育委員会の招集

◇ 正 誤

昭和四十八年一月鳥取県告示第九十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百三十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 診療科目 | 氏 名 | 勤務先又は居住地 |
|-----------------------|---------|------------------------------|
| 皮膚泌尿器科 (じん臓に關する医療) | 阿 部 文 悟 | 米子市皆生一四八〇 山陰労災病院 |
| 外科 (じん臓に關する医療) | 渡 辺 俊 一 | " " |
| 外科 | 周 藤 秀 彦 | " " |
| 内科 | 浜 本 義 一 | 鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院 |
| 脳 外 科 | 森 本 益 雄 | " " |
| 内 科 | 大 蔵 英 世 | " " |
| 眼 科 | 山 本 泰 久 | 東伯郡赤碕町 |
| 外 科 | 加 藤 大 司 | 倉吉市下田中三四三 鳥取県立厚生病院 |
| 外 科 | 劉 敏 祥 | 岩美郡岩美町大字浦富六四五 国民健康保険 岩美病院 |

鳥取県告示第百三十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|---------------|-------------------|------------|
| 田辺外科医院 | 米子市道笑町四丁目九五 | 昭和四十八年二月六日 |
| 山本 医院 | 西伯郡名和町御来屋 | 〃 |
| 民本齒科医院 | 米子市夜見町一、四〇六の三 | 〃 |
| 財団法人 恵仁会薬局 | 〃 西町三六の一 | 〃 |
| 弓場外科医院 | 〃 旗ヶ崎荒神西灘 二二一三 | 〃 |
| 西田 内科 | 倉吉市堺町二丁目九六二一三 | 〃 |
| 上田 齒科 | 鳥取市西町一丁目四五四 | 〃 |

鳥取県告示第百三十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市富益町字米川西六 四四二五
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員（住所）に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大山土地改良区

| 理事 | | 坂田伊佐夫 | |
|-----|-------------|-------|-------|
| 変更前 | 西伯郡大山町中高三五〇 | 変更後 | 〃 |
| | | | 三五〇の三 |

鳥取県告示第百四十号

昭和四十八年一月二十九日付けで東伯郡東伯町大字浦安三五三番地農事組合法人浦安果樹生産組合組合長大橋儀重ほか二人の者から申請のあつた

共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十八年二月二十一日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

東伯町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百一十一号

昭和四十八年二月十二日付で赤碕町長から申請のあつた土地改良（勝田地区農地開発）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間

昭和四十八年二月二十一日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十二号

昭和四十七年五月八日付で鹿野町長から申請のあつた土地改良（鷲峰地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間

昭和四十八年二月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十三号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良(穴窪地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年二月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百四十四号

日野町長から申請のあつた町営土地改良(久住地区農道整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十八年二月十五日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百四十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定に基づき、日本国有鉄道から次のとおり公共測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

航空写真測量

二 作業地域

江府町武庫、溝口町福岡、日野町榎市、小河内、布瀬谷、貝原、金持、門谷、上菅、黒坂、久住、小原、高尾、下榎、下黒坂、下菅、津地、中菅、畑、追原、濁谷、根雨、野田、舟場、福長、井原、久谷、別所、本郷、三谷、三土及び安原並びに日南町霞、上三栄、河上、上萩上、神福、神戸ノ上、長砂、東ノ原、上石見、佐木谷、生山、下石見、下阿毘縁、菅沢、宝谷、茶屋、中石見、新屋、萩原、花口、福寿実、福塚、丸山、三吉、矢戸及び湯河

三 終了年月日

昭和四十八年一月三十一日

鳥取県告示第百四十六号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第十三条第一項の規定に基づき、土地区画整理事業の終了を認可したので、同法同条第三項にお

いて準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 施行者の名称

有限会社 高力

二 事業施行期間

昭和四十六年五月十八日から昭和四十七年三月三十一日まで

三 施行地区

倉吉市生田字下河原の一部

四 土地区画整理事業の名称

倉吉市生田土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十六年五月十二日

六 終了の認可の年月日

昭和四十八年二月十五日

鳥取県告示第百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、

鳥取都市計画土地区画整理事業を決定したので、同法第二十条第一項の規

定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計

画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の決定に係る土地の区域

奥谷宮下土地区画整理事業

岩美郡国府町大字奥谷横枕、字高宮、字鷲尾、字豆田、字小中瀬、

字下分上、字犬嶋、字上分上、字河田、字山崎及び字追詰土居並びに

大字宮下字下鷲尾、字八反田、字以原、字上鷲尾、字八丁、字以原以

後、字下毛田、字中毛田、字内毛田、字懸上り、字四反長、字下河原、

字向畑ケ、字中鷲、字河原毛兔、字庄司ケ瀬、字橋詰、字追詰土居、

字鎌池、字南鎌ケ池、字下御棺場、字上御棺場、字五郎衛門土居、字

下土居、字中土居、字銭ケ谷及び上土居

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用

する同法第十八条第一項の規定に基づき、鳥取都市計画道路を変更したの

で、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に

より、次のとおり告示し、同法第二項の規定により、当該都市計画の図書

を公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の変更に係る土地の区域

1 二等大路第一類第二号 富安宮下線

追加する部分

岩美郡国府町大字奥谷字河田及び字追詰土居並びに大字宮下字庄

司ヶ瀬

変更する部分

岩美郡国府町大字宮下字向畑ヶ

2 二等大路第三類第二号立川龜山線

追加する部分

岩美郡国府町大字奥谷字犬嶋、字河田及び追詰土居並びに大字宮

下字鎌池、字五郎衛門土居及び銭ヶ谷

変更する部分

岩美郡国府町大字奥谷字下分上及び字上分上並びに大字宮下字下

土居、字中土居及び字上土居

削除する部分

岩美郡国府町大字宮下字向畑ヶ、字庄司ヶ瀬、字南鎌ヶ池、字下

御棺場、字上御棺場、字下土居前、字土居前及び土屋土居

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第四百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計理の変更に係る土地の区域

三・三・四号 樋ノ上川線

変更する部分

境港市上道町字中頭無、字上頭無、字上鴻河及び字堂田並びに中野

町字下深田、字上蛭田、字西廣見及び字堂垣

二 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第五百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画公園の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十八年二月二十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一日時 昭和四十八年二月二十七日 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 昭和四十八年度教育行政重点施策について

(2) その他

正 誤

昭和四十八年一月鳥取県告示第九十一号(都市計画事業の認可について)中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

五 上 終わりから三 昭和四十六年 昭和四十八年